

# ちばの地域福祉

## 子どもを守る

香取ネットワーク  
所長 中塚 博勝

このようなタイトルで書きだすと、虐待・貧困・不登校・非行・発達障害等々たびたび話題に上る子どもたちのことで、そうした子どもを守る児童福祉法、障害者総合支援法そして児童虐待防止法と言った法律や制度と結び付けて対策を講じることかと受け止める向きが多いのではないかと思います。

児童福祉法は、子どもの福祉を守る最初の法として昭和22年（1947年）に成立しました。

しかし、児童福祉法は単に福祉の網をかけることが必要な子どもだけを対象として誕生したのではなく、その当時社会的問題となっていた戦災孤児、浮浪児など特殊な問題を持つ児童を保護するのではなく、児童一般を対象として、児童の福祉を積極的に推進する必要を強く主張した当時の諮問機関（中央社会事業委員会）の委員の総意によって、国が示した「児童保護法」という名称を「児童福祉法」とする答申によるものであったと言われています。

以来、この法は子どもや家庭にかかわるそれぞれの時代の変化に対応するために何度かの改正を重ねて、現在（改正児童福祉法平成27年）に至っています。

確かに、児童福祉法は児童の福祉の増進に多大な成果をもたらしたとして評価できるものであることは、誰もが認めるところであると言えます。

私は、児童福祉法は、前述のような対象となる子どものためだけのものではなく、成立当初の理念、「児童一般を対象とした、児童の福祉を積極的に増進する」に立ち返って、「子どもを守る」ことについて考えることが求められている時代になっているのではないかと思います。

川崎市の中学生を死に至らせた事件、半月前に大阪で起こった二人の中学生在が命を奪われた事件そして自ら命を絶った子ども等々。これらの事件の当事者は、これまでに福祉支援の対象とはなっていなかった、つまり福祉サービスの対象とは無縁の子どもたちであったのではないかと受け止めています。

子どもを守るということは、福祉サービスに結び付けるための営みに限定されるものではなく、日暮れから、深夜通りすがりに目にしたり出会った子ども、いつも顔を合わせる近所の子も、そうした子ども一人ひとりに対する関心の向け方や声掛け、そして気になったことを関係者や関係機関につなぐことによる行為であると言えるのではないのでしょうか。

確かに、子どもを守る制度や仕組みは存在するものの、それにより頼むことで済まされることではなく、一人ひとりが子どもを守ることに関わって積極的な関心を持つことで救われる子どもが少なくないと思います。私たちも日常の業務の中でこのことを心に留めて、務めて行かなければならないと念じています。

# ちから ちばの福祉力・社会資源

## NPO 法人千葉こどもサポートネットの役割と活動について

理事長 米田 修

当ネットは、1992年3月に任意団体として設立以来、子どもの問題を社会の問題であることを認識し、子どもの側の立場に立ちながら共に考え、子どもの権利を守ろうとする個人や市民による団体を結ぶネットワークをつくり、その活動をサポートすることを目的として発足しましたが、さらに子どもの訴えを受け止めその権利侵害の回復等をはかるための相談・人権擁護活動を事業化するために、2004年2月からNPO法人化して取り組んでいます。

子どもと同じ地域で暮らす身近なおとなを法人独自に「子どもサポーター」として委嘱（講習）し、法人役員といっしょに相談対象者（保育園・学校・市町村等関係機関）に働きかけ話し合いを行い問題解決に向けて相談者の支援活動（アドボカシー）を行っています。

実際にこの11年間の子どもの人権擁護相談活動では、県内の保育園等の児童福祉の問題や、学校（幼稚園・小中学校・高校）の教育上の問題について、当事者と施設・学校や県・市町村行政・教育委員会等との話し合いに、当ネットは支援者として同席し対応をしています。

具体的には、保育利用者と保育所・市町村との保育（土曜保育等）問題、学校でのいじめ・体罰（学校内虐待）・障害児教育（特別支援学級）・高校の単位不認定による進級・自主退学問題等ですが、話し合いの前提となる事実関係・原因の確認をするだけでも、その基本となる子ども権利について認識が関係者との間で相違もあり、解決に至るまでの話し合いには相当な時間（数か月から数年）がかかっています。また内容的にも継続的な対応と、遠隔地で即時的な対応が求められる場合は、「中核センター」に相談の受付段階から加わってもらうケースもありました。

ただ当ネットに相談を受けるまでに当事者（子ども・親）は、相談対象者と独自に話し合いをもっていますが、糸が絡まるだけ絡まって糸口が見えない状態になっている場合が見受けられます。そこでは話し合いの共通基盤がないまま互いの意見を述べているだけの場合がありますが、子どもの権利の基準となる「人権（子どもの最善の利益）」から子どもの苦しみを見直すことにより解決の糸口が見えてきます。

当ネットのように民間の第三者でも権利侵害の解決に事後的に関わることでより子どもの支援になることもあります。もっと事前に施設や学校の中で子どもの権利が守られるよう積極的に位置付け、子どもの声が生かされる基準づくり制度化を行い、さらに問題が発生した場合は、公的な第三者機関（子どもオンブズパーソン）の検証が子どもの支援には必要であると考えています。

# ちば・元気印！～こんなひとたち、見つけた～

## 「ポラリス 就労継続支援 B 型事業所」

～特定非営利活動法人星標：理事長 岩谷さんにお話を伺いました～

### ○ポラリスとは？

北極星を指します。天体観測上の中心点であり、不変的に動かない星です。利用者様を常に「不動不変で照らし続ける星」の願いを込めた事業所です。

千葉県障害者福祉事業所リサイクル事業ネットワーク協議会（ちばリサイクルネット）の副会長を務めており、障害福祉サービス事業所における都市鉱山事業のプログラムを取り入れています。

### ○どんな場所ですか？

都市鉱山（小型家電解体）をしています。

小型家電（OA 機器等）を解体し基板やベースメタルを取り出し資源循環を行います。



※ちばリサイクルネット・千葉県のリサイクル事業を推進するために発足した連絡協議会。

安定した作業提供ができるように行政や企業と交渉し作業品となる原料を確保し、また、解体品を出荷する企業の開拓等々に協同で取り組んでいる。

### ○その他にはどんな事をしていますか？

#### 雑貨店運営

##### ◎皮製品製造販売

皮を裁縫し価値のある商品を製造します。

##### ◎シルバーアクセサリー製造販売

指輪やネックレス等を銀や金で製造します。これも皮製品同様に店頭販売及びネットで販売も行います。



作業場にはたくさんの小型家電があります

### ○ここで大切にしていることは何ですか？

それぞれのニーズに合わせて、その方に合った支援、就労支援、生活の安定を目指し、各関係機関と協力しながら、生活支援をしていきます。

利用者の方と職員がお互いに成長していきたいと思っています。地域の信頼、近隣への貢献も大切にしていきたいと思っています。今後の目標は、月3トン分（現在は1トン程）の解体品を処理できるよう、考えています。そうすることで、利用者の方の工賃向上にも繋がるからです。

回収作業中！！

岩谷さん、お忙しい中ありがとうございました。



### <問い合わせ>



住所：柏市大津が丘2-11-4

電話：04-7128-5263

メール：hoshishirube@snow.ocn.ne.jp

# ちば・地域発 ～県内ア・ラ・カルト～



## 第58回日弁連人権擁護大会シンポジウム

【日 時】2015年10月1日(木) 12:30~18:00

【テーマ・会場】

第1分科会

テーマ：女性と労働～貧困を克服し、男女ともに人間らしく豊かに生活するために～  
会 場：ホテルニューオータニ幕張 2階「鶴の間」

第2分科会

テーマ：「成年後見制度」から「意思決定支援制度」へ～認知症や障害のある人の  
自己決定権の実現を目指して～

会 場：幕張メッセ国際会議場 コンベンションホールA

第3分科会

テーマ：放射能とたたかう～健康被害・汚染水・汚染廃棄物～

会 場：幕張メッセ国際会議場 コンベンションホールB

【参加費】無料 【申 込】不要 ◎一般市民の方も自由にご参加いただけます。

※当日各分科会の基調報告書を1部2,000円で販売いたします。(数に限りがあります。)

【問合せ先】千葉県弁護士会 TEL:043-227-8431

“寸劇で学ぶ!! 分かりやすい!!”

## 成年後見制度研修会

千葉県委託「成年後見制度利用促進事業」

【日 時】2015年10月4日(日) 13:00~16:20 (開場12:20)

【日 程】

12:20~13:00 (受付)

13:10~14:00 (説明) 知っておきたい! 成年後見制度 ◆千葉県弁護士会

14:15~14:55 (寸劇) 寸劇で学ぶ~子供同士がもめてたら~◆歌舞伎町まんぷく座

15:10~16:10 (パネルディスカッション) 知って活用! こんな時は成年後見制度

【会 場】千葉商工会議所 14階 「第1ホール」

【定 員】250名(申込先着順) 【対象者】一般県民、福祉関係者、行政等

【参加費】500円(資料代) 【申込締切】9月25日(金) ※定員に達し次第締め切ります。

【申 込】お名前、ご所属、電話番号・FAX番号、手話通訳や要約筆記等のご配慮の必要な方はご記入の上、下記お問合せ先にFAX又はE-mailにてお申込みください。

【問合せ先】千葉県社会福祉協議会(千葉県後見支援センター)

TEL:043-204-6012 FAX:043-204-6013

E-mail: [smile@chibakenshakyo.com](mailto:smile@chibakenshakyo.com)

発行元：千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会

事務局：夷隅ひなた(夷隅圏域) いすみ市大原8927-2

TEL:0470-60-9123

FAX:0470-60-9124

編 集：君津ふくしネット(君津圏域) 富津市青木2-16-14

TEL:0439-27-1482

FAX:0439-88-1481

※内容についてのお問い合わせは、君津ふくしネット(担当：玉手)までお願いします。